## 北海道告示第11016号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年7月19日

北海道知事 鈴木 直道

## (農政部所管分その23)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨  1 北海道経営発展支援事業 市町村  市町村が北海道経営発展支援事業を行う場合又は市町村が北海道経営発展支援事業を行う場合又は市町村が北海道経営発展支援事業を行う制度、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規、設議事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの ・ 大き翼の名称及び、表別に指示する様式、農政第2号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第18号様式、農政第29号様式、農政第18号様式、農政第29号様式、農政第29号様式、農政第20号様式、農政第20号様式、農政第20号様式、農政第20号様式、農政第20号様式、農政第31号様式、農											(農政部所官分での23)
は市町村が北海道経営発展支援事業を行う新規就 農業への人材の一層の呼び 込みと定着を図るため、新規 就農者が実施する機械・施設 や家畜導入等を支援するた め、予算の範囲内で補助す	摘 要	する権限の	に	出期限及	部数、提			補助率等	補助対象経費	補助対象者	務又は事業の名称及び
る。				別 示 日 総 馬 天 長 長 天 長 天 長 天 長 天 長 天 長 天 長 天 長 天 長	提出期限	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式	(ただし、補助 対象事業費の4 分の3以内と し、補助対象事 業費の上限額は 500万円とす る。)	は市町村が北海道経営発展支援事業を行う新規就 農者に対し、当該事業費を補助する場合における 当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象と なる経費のうち、次に掲げるもの (1)経営発展支援事業 ア機械・施設等の取得、改良又はリース イ家畜の導入 ウ果樹・茶の新植・改植 エ農地等の造成、改良又は復旧 (2)推進事業 ア助成金の交付事業の実施に関する事務	市町村	農業への人材の一層の呼び 込みと定着を図るため、新規 就農者が実施する機械・施設 や家畜導入等を支援するた